主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、原審の量刑を不当であると主張し、寛大なる処分を求めるというのであるが、かかる事由は上告の適法な理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官長部謹吾関与

昭和二五年一一月一〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	⊞	藤	裁判官